

## 転嫁対策・価格表示のあり方について

平成24年5月14日  
転嫁対策・価格表示のあり方検討WT

### 1. はじめに

平成元年の消費税導入時や平成9年の消費税率の5%への引上げ時に、政府において消費税の円滑かつ適正な転嫁のための措置を講じてきたが、売上規模の小さい中小企業や農林水産業などを中心に価格転嫁が困難となっており、いわゆる「損税」が生じているとの声が強い。昨今のデフレ下で転嫁がさらに困難との声もある。こうした転嫁の困難さが、今回の消費税率引上げに対して中小企業等が反対する要因の一つとなっている。

さらに、今回の消費税率引上げは、平成16年の総額表示導入後の初めての消費税率引上げとなるだけでなく、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と段階的な引上げが行われるなど、事業者の事務負担や転嫁の困難さが更に増大するおそれがあるため、期間や内容などの面でこれまでにも増して十分な転嫁対策等が不可欠である。

本WTでは、中小企業、流通、トラック、建設、農林水産、繊維、生活衛生、石油等の業界の団体等からヒアリングを実施し、議論を行った結果、政府が講すべき転嫁対策等の方向性について、以下のとおり取りまとめた。政府においては、デフレ脱却に向けた総合的な施策を強力に推進するとともに、本WTの取りまとめ結果を十分踏まえた上で、必要な転嫁対策等を検討されたい。

なお、ヒアリングでは、中小企業等の転嫁が困難な状況を背景として、事業者免税点制度の適用上限の引上げ等を求める声、食料品・農産品の軽減税率や簡易な還付の仕組み等の導入を求める声、軽油引取税等の燃料課税の引下げを求める声などが寄せられた。

しかし、消費税の事業者免税点制度や税率構造等のあり方については、すでに政府・与党としての方針を決定し、これに基づき法案を国会に提出しているところであり、例えば、事業者免税点制度については、中小企業等の事務負担軽減を勘案する一方、消費者からの「益税」批判などを踏まえ、現行制度を維持するとともに、制度の不適切な利用に対処する観点からの見直しを行うこととしている。

これらの論点は、本WTの守備範囲を超えるものであるが、ヒアリングを通じて寄せられたこうした声の背景にある中小企業等のおかれた厳しい状況を踏まえた転嫁対策等を講ずるとともに、効果や要する費用、課税の公平性、事業者による事務負担等も勘案しつつ、適切な支援措置を実施すべきである。

さらに、本WTにおける検討過程では、今回の消費税率の引上げ後のしかるべき時期に、インボイスや軽減税率の導入等についても検討すべきとの意見があつたことを付言する。

## 2. 円滑な転嫁の推進

※下線を引いた措置は、前回の消費税引上げ時には実施していない新規施策

ヒアリングでは、価格決定権が取引相手側にあり要請があれば事実上消費税相当分の価格を引き下げざるを得ないといった、取引相手側の優越的地位の濫用を懸念する声が多く寄せられた。さらに、弱い立場の事業者としては、取引から外されるおそれがあるため、優越的地位の濫用があったとしても取引相手を訴えることはできないとの声、海外製品との競争もあり、容易に転嫁できないことが企業の海外移転を促進させ地方の雇用喪失につながるのではないかとの声もあった。こうした実態をふまえて、消費税は転嫁されるものということを政府として強く発信してほしいとの意見、消費税導入時と同様に転嫁カルテルを認めて欲しいとの意見、転嫁問題に対する今まで以上の徹底した取締りを行うべきとの意見が寄せられた。

規模が小さい事業者であるほど、価格転嫁が困難である現実を踏まえれば、交渉力の弱い中小企業等が負担を強いられることのないよう、不当な取引への監視・取締りを強化するなど、転嫁しやすい環境整備が必要であり、以下の施策を講じる必要がある。

### ◆国民・事業者に対する広報

消費税率引上げの意義や、社会保障目的税として税収を国民の皆様のために使用することに加え、消費税は転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただく税であることを国民の皆様に十分ご理解いただくため、政府として広報予算を十分確保し、テレビやラジオ等のマスメディアを通じた効果的な広報活動、パンフレット等の配付、説明会・講習会の開催等を実施すべき。

### ◆円滑な転嫁のための相談窓口の設置

事業者等からの転嫁円滑化に関する各種相談に応じるため、政府に専用窓口を設置すべき。その際、専用電話回線を設けて積極的な広報を行うなど、相談窓口にアクセスしやすい環境も整備すべき。

### ◆独禁法のさらなる対応

ヒアリングで寄せられたような独禁法上の優越的地位の濫用の立証については、被害を受けた企業側（及び公取委）が行わなければならず、立証に相当の困難を伴うため、消費税の転嫁に関しては、原則として消費税の転嫁の拒否やこれに類する行為（手伝店員の派遣の強要など）を行えないような立法措置を講じるべき。

### ◆親事業者・下請事業者等に対する転嫁状況に関する調査の実施

公正取引委員会や中小企業庁において、下請け取引において消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われているかの実態を把握し、親事業者が下請法に違反して、消費税相当

額の負担を下請事業者に不当にしづ寄せをしていないかどうかを監視・予防するための書面調査の実施を行うなど、前回の税率引上げ時よりも監視・取締りを大幅に強化すべき。

#### ◆転嫁状況に関する検査体制の強化（いわゆる「転嫁Gメン」の設置）

独禁法や下請法上の違反行為について、情報提供を受身的に待つだけでなく、積極的な取締りを行うため、公正取引委員会及び中小企業庁の人員を时限付で大幅に拡大することを検討すべき。

### 3. 價格表示のあり方

※下線を引いた措置は、前回の消費税引上げ時には実施していない新規施策

現在規制の対象となっている対消費者取引（いわゆるB to C）の総額表示について、ヒアリングでは、総額表示の下で消費税率が引き上げられれば、値ごろ感のある価格を維持するため本体価格を引き下げざるを得ないと懸念等から、外税表示を求める声があった。一方で、価格表示と価格転嫁は関係がないとの意見、消費者にとってレジで支払う金額がわかりやすいという点から総額表示を維持すべきという意見もあった。また、消費者に対して税負担を正しく理解してもらうためにも、総額のみの表示ではなく、税額を明示した方がよいとの意見もあった。

消費者にとって最終的に支払う金額がわかりやすいといった利便性や、仮に総額表示から制度を変更した場合には平成16年の総額表示導入時に生じた値札やレジの変更などによるコストの発生、小売現場における混乱を回避するという点も踏まえると、現行の総額表示を維持することが望ましいが、今後2度にわたる消費税率引上げが予定されていること等を踏まえれば、業種毎の現場の実情に応じた柔軟な対応等が可能となるよう、以下の措置を講じる必要がある。

事業者間取引（いわゆるB to B）については、ヒアリングでは、内税・外税といった価格表示の方式は、転嫁のしやすさとは関係がないという意見が多くかった。実態として「外税」表示が多いものの、取引慣行など業種業態によって様々な意見があった。

そのため、一律に特定の表示方式を義務づけることは難しいが、必要に応じて業界内の統一基準を認めるよう、以下の措置を講じる必要がある。

#### ◆価格表示に関する業界内の統一基準の策定

業界団体等が、対消費者取引について税額を消費者に明確に認識していただくとともに円滑な転嫁に資するため消費税を含む総額の表示に加えて本体価格や税額を明示すること、事業者間取引について外税方式で行うこと等の統一基準を策定し、当該団体等を構成する事業者にその遵守を求ることは独禁法に違反しないことをガイドラインにおいて明確化する、あるいは必要に応じて、消費税導入時に実施した独

禁法の適用除外とするための法的措置を講ずるべき。

#### ◆税率引上げ時の総額表示義務の弾力的運用

2度にわたる消費税率引上げにおける事業者による値札貼替えなどの事務負担にも配慮し、書籍における例（書籍本体には「本体価格○円+税」などと記載する一方、書籍に挟んである短冊（売上スリップ）に消費税額を含んだ総額を表示）を参考にした方法や、売り場に読み替表を掲示する方法など、消費者に最終的な支払額を誤認させないための代替的な措置を講じていれば、消費税法に基づく総額表示義務違反にはならないことを明確にし、業態の特性に応じた弾力的な運用を行うべき。また、必要に応じて事例集などを整備して、広く周知を行うべき。

### 4. 財政上・税制上その他の支援措置

ヒアリングでは、2段階での消費税率引上げによる値札貼替えなどの事務負担の大きさを指摘する声とともに、内需喚起策を講ずるべきとの声や、中長期的な対策を講じられるよう基金創設の要望が寄せられた。また、消費税にかかる税務処理に関して、外税方式の端数処理の特例措置を改めて講ずることを求める声や、納税者の財務実態に応じた納税相談など税務署による柔軟な対応を求める声などが寄せられた。

消費税率の引上げに伴う中小企業等の事務負担の軽減や、中小企業や農林水産業の対策に万全を期する観点等から、消費税導入時等を上回るような規模で、かつ中長期にわたる財政上、税制上その他の支援措置が必要である。

#### ◆予算措置・税制措置

事務処理にかかる負担の軽減に向けた設備やシステムの導入支援や、税率変更に伴う負担に対処するための基金の創設など、消費税導入時等に講じた措置も参考にしつつ、現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討すべき。

#### ◆その他の支援措置

外税方式の端数処理の特例措置については、総額表示導入後3年間で期限切れとなったところであるが、百貨店業界等において未だに外税方式のレジを採用していることを踏まえ、事業者の状況を十分に把握した上で、必要な場合には、端数処理の特例措置を改めて講ずることも含めて検討すべき。

税務当局においては、納税者からの納税相談等に対して、納税者の財務実態等を踏まえつつ適切に対応すべき。また、延滞税の利率の引下げ等についても検討すべき。

以上